

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月16日（金曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時00分 開議  
午前10時51分 散会

## 付託事件

議案第79号、議案第95号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）、議案第99号、議案第100号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- ② 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）
- ③ 議案第 99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ④ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

## 2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（1名）

議員 土田記代美君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君

総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

6 事務局職員出席者

総務課長補佐	吉田友洋君	議事係長	武井俊夫君
--------	-------	------	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第79号ほか3件であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第79号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

初めに、昨日の委員会において請求をいたしました議案第79号に係る定年延長について、資料が提出されておりますので、執行部から説明を願います。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 それでは、昨日の委員会におきまして、福島委員から、現在、令和4年度の職員定数につきましては、2,071名でございますが、この職員定数につきまして、職員の定年延長に伴う影響というのはないのかという御質問をいただきました。このことにつきまして、総務部行政経営課提出資料の、水戸市職員の定年延長に伴うイメージにより御説明をいたします。

このイメージにつきましては、毎年度の定年退職者数はおおむね30人程度であることから、各段階における定年退職者数を30人と仮定して作成してございます。

それでは、表の一番上の行を御覧ください。

この行は、60歳定年の現行の状況を表すものでございます。60歳で定年を迎えた30人の職員は、翌年度の61歳には再任用職員となり、65歳まで務めることが可能となっております。そして、65歳になると再任用の終了となり、30人の再任用終了者による不足分を新規採用分により補うこととなります。

続きまして、下の行を御覧ください。

この行は、定年延長により61歳で定年退職を迎えた場合でございます。この場合には、61歳で定年を迎えた30人の職員は、翌年度の62歳には再任用職員となり、65歳まで勤めることが可能となります。そして、65歳になると再任用の終了となり、30人の再任用終了者による不足分を新規採用により補うこととなります。

以下、同様に62歳、63歳、64歳で定年を迎えた職員につきましても、翌年度は再任用職員になり、65歳になると再任用終了となり、再任用終了者による不足分を新規採用により補うこととなります。

一番下の行でございますが、この行は65歳定年延長制度が完成した状況を表すものでございます。この場合には、65歳で定年を迎えた30人の不足分を新規採用により補うこととなります。したがって、現行と定年延長導入のずれがある場合であっても65歳までの雇用環境を確保されており、65歳を迎えて退職した不足分を新規採用により補うという流れに大きな違いはないものでございまして、職員定数総数2,071名の増員につきましては、定年延長に関する部分においては変化がないというものでございます。説明は以上でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 まず、こんなでたらめな話ある。大体、タイトルに、定年延長に伴うイメージ図と。イメージというのはどういう意味なの。

○高倉委員長 熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 こちら、冒頭注意書きでもお示ししてございますように、あくまでも各年度の定年退職者が30人程度であることから、各団体における定年退職者数を30人と仮定した場合の基本的な流れを示している図でございますので、そういった部分の基本的な流れを御理解いただくための資料として作成したもので、イメージとさせていただきます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 定年というのは、60歳になって退職するんだから。そしたら、採用したときは何人採用したので、そして定年迎える人が何人だって言えば、毎年同じわけないでしょう。みんな定年になる人は40年か五、六十年前に水戸市に入っているんだから。中途で入っていても、それは全部分かるでしょうよ。なのに60歳で何人定年になるか、61歳で何人定年になるか、分からないというのは人事管理がなってないだろう。あんた、人事管理というのは、何年度に何人入って、何年いたから、この年は何人だと。採用が毎年30人って、そんなばかなことないよ。50人に対して100人採用したときもあるし、20人ぐらいのときもあるし、10人ぐらいのときもあるし。あなたは、じゃ聞くが、60年前は30人しか採用しなかったの。そんなばかな話ないよ。大体、イメージって。イメージっていうのは想像だよ。これは明確になっているんだよ。議案に出てきているんだよ。こんなイメージだなんて、いい加減な話で議決できるわけないだろう。60年前の定年は何人だよ。そんな全部30人なんて、こんなばかな話があるか。何で真面目に調べないんだよ、質問に対して。何人採用したか分かるだろう。そしたら、その人たちが辞めていくだろう。その人が定年になっていくんだろうよ。そこを調べもしないで、想像図だよ、イメージというのは。そういうでたらめな資料はないだろう。

大体、定数が2,071名って、書かないほうがおかしいんだよ。毎年2,071人で変わらないの。職員定数というのは議会の議決を要しているんだから、それで採用しているんだから。議会に対して、何人採用して何人定年なんだって、そんなイメージで、想像で、議会はやっているの。基礎係数というのはないの。どうなっているの。じゃ、60歳、61歳、62歳、これ65歳までは毎年30人採用したっていうの。何人採用したんだよ、この前は。

○高倉委員長 課長、昨日の資料②に詳細な職員数というのが出ていたと思うので、それとあわせてちょっと分かりやすく説明をお願いします。

○福島委員 委員長、資料を出すのはいい。質問に合った資料じゃなきゃ駄目だぞ。議会に出すのにイメージ図なんて、想像図で出した資料、こんなでたらめな資料はないだろうよ。議案だぞ。議案に対して資料は明確でなければおかしいだろう。そんなばかにされた議会じゃ困るのよ。暫時休憩して調べてくれよ。

○高倉委員長 ちょっと一旦、答弁もらってから。

熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、各年度の職員数については、ばらつきがございます。こちら、昨日、提出をさせていただきました総務環境委員会資料②の水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての、生年月日別職員数及び定年退職該当年齢ということでお示しさせていただいたものにつきましても、昭和37年度生まれは32人、それから昭和38年度生まれは27人、39年度生まれは33人ということで、おっしゃるとおり、各年度によってばらつきがございます。

本日お示した資料の考え方につきましては、あくまでも各年度にばらつきはございますが、おおむね30名程度の定年退職者が出ているというところでございます。この制度の考え方としては、定年退職者につきましては、基本的には再任用として雇用できる環境に今現在ございますというところで、65歳まで採用を維持できるということを説明したところでございます。そういった意味の資料でございます。その意味で定年延長がなされても、基本的に65歳までは現行の職員につきましては、採用を保障できる環境が整っているということを説明するための資料として御提示させていただいたものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そんなばかな話、議会をばかにした答弁につなげるんだから。昨日は、この議案に対して資料を出してくれて言ったんだよ。基本は、職員定数というのは決まっているんだよ、議決で。それをオーバーすることもできないし、上げないんだから。じゃ、何人採用して何人辞めていくんだと。これは、水戸市の財政的に、基本的に、もう人件費であれするんだから。そういうのがなければ勝手に何百人も採用して、縁故採用なんていうのも昔あったから騒ぎになった。だから、2,071人というものがどのように、例えば40人採用しても途中で辞めた人もいるかもしれない。病気で辞めた人もいるかもしれない。そして、現在何人いるんだというのが分かっているわけだよ。そういうデータを調べなくて、みんな30人って、こんなばかにした資料があるか。議会に出して、議案としてやっているんだから。毎年毎年、採用した人は30人じゃないんだよ、そうでしょう。その基本的な計測がもう間違っているんだよ。だから、暫時休憩して、何人採用して、途中何人辞めたか調べてくれよ。

○高倉委員長 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時32分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの福島委員の質問に対する答弁を願います。

田尻副市長。

○田尻副市長 ただいま、水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の説明におきまして、来年度から新たな秩序が形成されるかのように表記上なっております。ここで誤解が生まれたものと考えております。今回、出しております定年等に関する問題につきましては、平成14年、今から20年前に民間におきまして、定年を65歳まで延長するよう民間企業には指導がされております。その際、地方公務員法は適用除外ということで、地方公務員の定年延長はされないままの状態でした。そのせいで、65歳までの間は再任用という制度で、定年を終えた方々を65歳まで採用していくという制度になりました。

今回の資料の表では昭和37年度生まれということで、つい最近のように見えますが、実際、20年前から再任用制度が施行されております。その際、ここまで来る間に国体、中核市ということで相当の人数の増減について議会の御理解をいただき、定数の枠の拡大、縮小を繰り返しました。特に2017年、国体の前の年ぐらいに当たるかと思いますが、実際、国体の影響のない数字として2,027名という枠がございました。その後、国体の影響を受けまして、2,090人まで定数の枠を増やしていただきました。

その後、国体が終わりましたので、この枠を減らしまして、一気に減らした後に、今度は中核市移行ということが要因となりまして2,077人ということで、国体の影響のない2,027名から中核市移行ということで50名増の定数枠をいただきました。

そういう現状の中で、今回、これまで20年間続けております再任用制度から、再任用ではなく定年を延長するというので、実態としましては65歳までの就業機会が得られるということがございます。65歳までの就業機会は、これまで何年も続いておりましたものと実態は同じでございます。ただ違うのは法的意義に定年というのが65歳になるという、その意義が変わってきたものでございます。ですから、実態として、60歳で定年になるか65歳で定年になるか、実態の違いはございませんで、常に職員の希望を取りまして、65歳まで働けるように、法律が守るように改正されたものでございます。

その結果、誠に雑駁で申し訳ありません。今日出したイメージで言いますと、辞めた人数を65歳まで雇用しまして、65歳のときに退職される人数を定数の枠内で補充する新規採用ということで採用して、常に定数の枠内で動かしているということで御理解いただければと思います。申し訳ありませんでした。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今、田尻副市長から答弁ございましたが、田尻副市長は2,077人と……

○田尻副市長 現在ですね。

○福島委員 現在。でも、今まで執行部が言っていたのは2,071名って言ってたんですよ。どっちが本当なの。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいま副市長がおっしゃった2,077という数字は令和2年度、中核市に移した年度の定数でございます。私が先ほど御説明した2,071という数字は今年度、令和4年度の数字ということでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、2,071というのは、いつからなの。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 今年度、令和4年4月1日の職員定数でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、去年は何人。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 申し訳ありません。今ちょっと手元にありませんので、昨年度の数字は押さえてございません。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 まあ、いいけど。なぜしつこく言うかということ、職員定数が議会の議決事項だから、それがきちんと守られているか守られていないかは我々の責任になるわけだよ。だから、それがなぜ書いてないかというのが私、不思議に思ったわけ。そうすると、さっき水戸市の条例の資料を持ってきて見ているけれども、それには何人と書いてあるの。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

条例上の表記といたしましては、条例の第2条において各部局ごとの定数を定めておりまして、1号で議会の事務局の職員が15人、市長の事務局の職員が1,325人、選挙管理委員会事務局が5人、監査委員の事務局が7人……

○福島委員 総数で。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 総数は2,071名でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、それはいつからそうなっているの。例規集というのは、毎回毎回変われば差し替えをやっているわけだから。そうでしょう。だから、我々は例規集をいつも見ていたわけだけれども、それがトータルで2,071で間違いないんだ。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 現在の職員定数2,071名につきましては、今年の3月議会におきまして、職員定数条例の改正の議案を提出させていただき、お認めいただいたものでございまして、この結果として、令和4年度の職員定数が確定したものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 余談だけれど、そうすると今年度は何人ぐらい辞めたんですか、現在まで。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの福島委員の御質問なんですけど、今年度の退職者数のほうは、ちょっと今現在、手元にないので、申し訳ございません。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1人も辞めた人はいないということですね。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 今年度、4月1日から9月30日現在までの退職者は8人となっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 まあ、いいけど。我々議会としては、職員定数はきちんと守ってもらわなきゃならないし、それは所管の人事課で全部把握してなきゃ駄目だ。なぜ駄目かということ、来年度の職員を採用するんでしょう。そうでしょう。そうすると、来年の4月になって何人辞めるかも分からないと、採用試験をやって補欠の人を採らなきゃならないかもしれないんだから。だから、そこら辺はきちんと把握しておいてください。まあ、いいですよ。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 いろいろ説明ありがとうございました。

ちょっと確認といいますか、昨日の資料②は、縦軸が生年月日、横軸が年度なんですけど、今日の資料はどう考えたらいいか、ちょっとこんごらがってしましまして、つまり定年が61歳になるのは令和6年度ですよね。だから、要するに、今日の資料は、年度は関係なくて参考までということですかね。つまり私が聞きたいのは、奇数年度、令和5年、7年、9年、11年には、正職員は退職しないんですよね。退職者がいないと思うんですけども、再任用の方は退職するわけですよね。だから、その分の採用枠はあるという理解でよろしいのか、その点をちょっと確認したいんです。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今現在も60歳定年を迎えた後、65歳まで引き続き再任用という制度があるので、65歳までかかっているような形になっております。定年延長になったとしても、段階的な引上げになりますが、65歳まで運用できるような制度になっております。65歳を迎えた職員は今後も必ず出てきますので、その分は補充が必要になってくるかと思えます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わらせていただきます。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

なお、議案第95号及び議案第100号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

初めに、議案第79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 今もるる質疑をした定年に関する条例なんですけど、65歳まで定年を延長して正規職員として勤務できる期間が延長されるということで、生活関連手当が支給されるなど、現行の再任用職員よりも処遇が改善される点はよい点だと思っております。

しかし、同時に、昨日も申し上げました問題点としては、55歳以降は職員の65%が昇給停止になって、60歳を超えますと7割に給与が引き下げられるという点については、生計費原則、職務給の原則に反すると指摘をしておきたいと思えます。ただ、これがあっても再任用職員よりは処遇がよくなるという説明、答弁もありましたので、今回は、よりましと考えて賛成をしたいと思っております。

一方、課題としては、今も議論があった新規採用、年齢構成のバランスが崩れないかとか、あるいは役職

定年制導入に伴う適切な処遇ができるかどうかということは今後の課題だと思いますので、今回、制度化される59歳時点の情報提供と意思確認制度、丁寧に適切に運用することを求めていると思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第79号について採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）について、御意見等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 一般会計補正予算（第8号）ですが、歳出のうち総務管理費、市民会館費の中で、昨日質疑させていただきました、新市民会館で行うG7内務・安全担当大臣会合のための1,010万円の予算については同意できません。来年度とあわせて総額約1億円との御説明でありましたが、つくば市の例をおっしゃっていましたが、恐らくそれぐらいになるだろうということで、したがって県と折半しましても市の負担は約5,000万円と想定されます。僅か3日間の会議のためにあまりに高額な支出ではないかということで、魅力発信とか、おもてなしという趣旨をおっしゃっていましたが、主催者である国が負担すべきものまで支出しかねないというふうに考えます。

また、今回、警察組織の大臣であることから、宣伝波及効果、あるいは費用対効果も乏しいのではないかと考えるところであります。各国警察のトップ、関係者200人が来るとなると、要人警護厳戒態勢、交通規制など、市民にとっては様々な制限の影響のほうが大きいのではないかというふうに考えまして、この支出については、認めることはできません。よって反対をしたいと思っています。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第95号について採決いたします。

議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第99号について採決いたします。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第100号について採決いたします。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付をいたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、来月の委員会について、お知らせをいたします。

来月の委員会は、明年1月10日火曜日、午後1時30分より開催したいと思いますので、よろしく願います。

なお、開催通知は1月4日水曜日に送付をさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時51分 散会